

大飯原発3号機の1次系配管亀裂に関する
関電の他の原発の配管検査等についての要望書

関電の安全性軽視、再稼働優先の姿勢は認められません

**「複数回の定検で分けて検査する」のではなく
原発の運転を停止したままで、配管検査を終えるべき**

原子力規制委員会 委員長 更田豊志様

原子力規制庁 大飯原発3号機の公開会合担当 長官官房 審議官 金子 修一様
同担当 各位

昨年12月24日に、大飯原発3号機の加圧器スプレライン配管（1次系配管）溶接部の亀裂に関する第7回公開会合が開かれました。そこでは、亀裂の原因は「大きな入熱で溶接された材料が著しく硬化したことによる応力腐食割れ（SCC）」として、今後の対策が主な議論となりました。

関電は、他の原発の検査について「至近数定検で1度検査を行う」という対策を出しました。関電の説明では、検査か所が多く、被ばくが問題になるため2～3回の定検で分けて検査するというものです。また、大飯原発3号機の配管取替工事はすぐに着手したいと表明しました。

当日の議論で規制庁からは「被ばくは少ないほうがいいが、それを理由に全て検査していないのに動かしていいとはならない」「配管損傷の心配があるものを、全て検査せずに大丈夫と言われても、それを飲み込むことはできない」「安全に責任を持っている事業者としておかしいのではないか」と厳しい発言が続きました。その言葉通りに、「複数回の定検で分けて検査する」という関電の対策を認めないよう強く求めます。

また、検査か所を選定する関電のフローチャートは、通常の定期事業者検査（ISI）を前提にし、今回の亀裂原因に対応したものになっていないことも問題です。さらに、亀裂原因の「大入熱」の規定もあいまいです。

関電の姿勢は相変わらず、安全性を軽視して再稼働を優先させるものです。私たちは到底認めることはできません。同時に、12月4日の大阪地裁判決は、大飯原発3・4号機の設置変更許可の取り消しを国に命じ、原子力規制委員会の審査に「看過しがたい過誤・欠落がある」と厳しく批判しています。判決を真摯に受け止め、この配管亀裂に対して厳格な対応を求めます。1月8日の公開会合では、以下を関電に求めるよう強く要望します。

要望事項

1. 他の原発の配管検査では、「複数回の定検で分けて検査する」のではなく、運転を停止したままで、検査を終えること。
2. 配管亀裂の原因を明確にし、原因に即して検査か所を選定すること。
3. 全ての検査が終了し結果を検討するまでは、大飯3号機の配管取替と他の原発の運転再開を認めないこと。

2021年1月6日 避難計画を案ずる関西連絡会／おおい原発止めよう裁判の会事務局

この件の連絡先 グリーン・アクション：京都市左京区田中関田町 22-75-103 TEL：075-701-7223

美浜の会：大阪市北区西天満 4-3-3 星光ビル 3階 TEL：06-6367-6580